

会社方針

サプライヤー倫理規程

(DN.POL.06.15)

第2版 (2015年12月)

Paolo Dellacha
最高経営責任者

our research - your future

INDUSTRIE DE NORA S.P.A.

Via Bistolfi, 35 - 20134 Milan Italy - ph +39 02 21291 - fax +39 02 21292425

Cap.Soc. €16.420.000 i.v. - Reg.imp.Milano - C.F./P.I. 03998870962

mail industriedenora@denora.com **web** www.denora.com

本書の役割

スポンサー	DN 会長
文書ファミリー・マスター	人事 - 編成および策定
主要なコンテンツ・オーナー	最高調達責任者
その他のコンテンツ・オーナー	<ul style="list-style-type: none"> • DNWT グローバルサプライチェーン副社長 • すべての DN 地域最高責任者 & 業務執行取締役 • 法務

参考文献

外部文書	本規程の主題（人権および労働基本権、会社責任、事業の競合、贈収賄、詐欺および犯罪の禁止を含むがこれらに限定されない）に適用するすべての法律、規則、制定法上の規定、司法上または行政上の諸規則・命令または決定で、国際的なものと De Nora が事業を行っている国のものの両方
DN 文書	DN 倫理規程（POL.00.15）

変更履歴

廃止文書	なし
------	----

版	変更内容 / 変更の理由	関連する章
1（2015年12月）	第1版	すべて

目次

1. 目的	4
2. 適用範囲	4
3. DN のサプライチェーンに関する方針	4
3.1 法の遵守	6
3.2 労働	6
3.3 取引倫理	6
3.4 健康と安全	7
3.5 環境	8
4. 配布、実施、報告および制裁	8

1. 目的

本サプライヤー倫理規程（SCoE）は、De Nora 倫理規程と共に、De Nora（すなわち、Industrie De Nora Spa とイタリアを含む各国の直接と間接のすべての子会社で、以下「DN」という）がその供給業者およびそれらの供給業者に対し、DN と取引をする際に尊重しかつ遵守するよう要求する最低限の職場基準および取引慣行について定めている。これらの要件は、全世界の DN の供給業者およびそれらの関連会社と子会社に適用される。

2. 適用範囲

本 SCoE は、DN のすべての現在の供給業者または潜在的供給業者、すなわち、原材料、半完成品、構成部品、サービス等を DN に提供しているサプライチェーンに属する会社に適用される。供給業者の従業員、代理人、請負人およびその供給業者に SCoE について広め、教育し、それらによる SCoE の遵守の検証で精査するのは供給業者の責任である。

DN の供給業者およびその層供給業者を、以下「サプライヤー」という。

すべての DN のグローバル部門、セントラル部門および現地調達・購入部門は、

- サプライチェーンの選定とその利用のための必須の要件として SCoE を保持しなければならない。
- SCoE をサプライヤーに交付し、サプライヤーにより確認されるようにしなければならない。

3. DN のサプライチェーンに関する方針

DN は、SCoE の原則および内容を共有する専門的サプライヤーを求めており、これらの原則を守りかつ推進する一方で、徐々に履行を改善するための長期の関係の確立を奨励している。

商品/サービスの調達において、また一般的にはサプライチェーンとの関係において、DN は、以下のとおりでなければならない。

- サプライヤーの選定のための主たる基準として取引の誠実性を採用する。
- サプライヤーにキックバックの提供や受取りなどの違法な行為に関与しないよう要求する。
- DN の役員、取締役、従業員または代理人とのすべての取決めについて、我々の倫理基準および法律上・会計上の要件に従って書面にする。
- 公平で透明な選定方法および契約基準を採用し、契約が我々の手続を尊重した有効な事業判断に従ってのみ行われるようにする。
- サプライヤーを開拓し、我々の製品やサービスを改良するための方法を採用する。
- サプライヤーによる遵守を監査する権利とは別に、サプライヤーによる SCoE の認識およびそこに含まれる原則の遵守義務について契約に記載する。
- SCoE についての定期的更新をサプライヤーに提供する。
- サプライヤーによる強制労働若しくは児童労働、人身売買およびその他の人権侵害を許してはならない。DN は、児童労働を 16 歳未満の者による役務として定義している。但し、現地の法律がより制限的である場合、そのより制限的法律に違反した労働のサプライヤーによる使用を禁止する。
- サプライヤーが児童労働、人身売買若しくは奴隷労働を行っている、またはその他 SCoE を遵守していないとのいかなる主張または兆候についても速やかかつ徹底的に調査する。DN は、かかる違反をしていることが判明したサプライヤーから商品またはサービスを継続して購入してはならない。
- 取引相手を採用しているまたは取引相手が代表している会社や人や機関の利益のためだけではなく行為するよう取引相手に不正な影響を与える試みであると合理的に解釈できる、個人的な（または自らが関係する人や機関の）利益を得るための取引相手の勧誘を禁止する。
- コンゴ民主共和国もしくはその周辺国または紛争が生じており、以下の材料の採鉱および取引に影響を与えている世界のその他の場所の武装グループが支配している鉱山からのタンタル（コロンバイト-タンタライトもしくはコルタン）錫（石）、タ

ングルテン（鉄マンガ重石）または金などの“紛争鉱物”の DN に供給される材料への使用を禁止する。

- サプライヤーとの取引行為でのいかなる形のいじめ、精神的若しくは物理的暴力、侮辱的行為、無礼、セクシャルハラスメント、その他不当な要求をし、または当惑させることを禁止する。

3.1 法の遵守

サプライヤーは、自らが事業を行っている国、州および地方自治体で適用されるすべての法律と諸規則および国際的な法律と諸規則を完全に遵守して運営しなければならない。更に、サプライヤーは、DN のための製品、サービスおよび貨物がすべての適用される国際取引上の法令を遵守していることを保証しなければならない。

3.2 労働

DN のサプライヤーは、以下のとおりでなければならない。

- いかなる形の違法なまたは強制的な労働または奴隷も用いてはならない。
- 適正な最低法定年齢要件を満たした労働者のみを雇用し、児童労働の使用を決して支援してはならない。
- 最低賃金水準、最長労働時間および最低休日に関して適用されるすべての法令を遵守しなければならない。
- 人種、肌の色、性、国籍、宗教、年齢または婚姻状況などを基準とした採用方法で差別をしてはならない。
- 適用されるすべての法令を遵守して、従業員に関する結社の自由および団体交渉を尊重しなければならない。

3.3 取引倫理

DN のサプライヤーは、自らの従業員、供給業者、顧客および利害関係者との関係で、最高水準の倫理的行動をとらなければならない。

- サプライヤーは、その従業員、役員、取締役または代理人による一切の汚職、贈収賄および強要を禁止しなければならない。サプライヤーは、賄賂を支払ったり受け取ったり、キックバックを手配したり受取ったりしてはならず、また適用される贈収賄禁止に関する法令（米国海外腐敗行為防止法、英国贈収賄法および他の管轄におけるそれらと同等のものを含む）に違反するまたはその取引パートナーに違反させるいかなる挙動も許されない。
- サプライヤーは、最高水準の公正な取引、広告および競争を遵守しなければならない。
- サプライヤーは、知的財産権を尊重し、顧客情報を保護しなければならない（DNが行っているとおり）。
- サプライヤーは、もてなしや贈り物について、それらが合理的でも、控えめでも、儀礼的なものでない場合、DNの人員に提供してはならない。
- サプライヤーは、取引上の行為または決定に悪影響がある DN の従業員またはそれらの親族と、実際のまたは潜在的な利益相反がある状況について特定し、開示し、かつこれを回避しなければならない。サプライヤーは、DN の従業員と親子関係がある人員を採用する場合は、DN の代表者に通知しなければならない。

3.4 健康と安全

DN は、職場での最高水準の健康と安全の遵守に取り組んでいる。

- サプライヤーは、自らの商品、サービスおよび活動が、自らの安全または健康を、また DN の従業員、それらの請負人、現地コミュニティおよびそれらの製品のユーザーの安全または健康を損ねないようにしなければならない。
- サプライヤーは、DN の施設の現場において、DN の安全方針・要件を遵守しなければならない。
- サプライヤーは、自らの従業員に安全で健康的な労働環境を提供しなければならない。最低でも、身近に得られる飲料水、適切な照明、温度、換気、衛生施設および防護具を提供しなければならない。

- サプライヤーは、顧客、従業員または請負人から生じた健康と安全に関する問題に積極的に対処しなければならない。これらの活動に関係するリスクを特定し、適切な手段または是正措置により排除するかまたは軽減しなければならない。

3.5 環境

DN においては、環境上の考慮は、我々の取引慣行や世界クラスの製品の生産に不可欠な部分となっている。

- サプライヤーは、適用されるすべての環境法令を遵守しなければならない。
- サプライヤーは、要求されるすべての環境上の許可、証明および登録を維持し、かかる許可の運営上・報告上の要件に従わなければならない。
- サプライヤーは、規制された物質の仕様および特定の物質の使用または取り扱いを禁止または制限する適用法令を遵守しなければならない。
- サプライヤーは、自らの事業から生じた廃材の量を制限し、かかる廃棄物の処理を、適用されるすべての法令を遵守し、環境を尊重した方法で行わなければならない。
- サプライヤーは、適用法令で要求されたとおり、危険と危険でない固定廃棄物、排水および/または大気排出物を管理し、制御し、取扱いおよび/または処分しなければならない。

4. 配布、実施、報告および制裁

- DN は、そのすべてのサプライチェーンを通じ本 SCoE の認識および遵守を推進している。DN は、すべてのサプライヤーによる SCoE の認識および SCoE に記載の原則の遵守義務について契約に記載しなければならない。遵守されない場合、契約上適切な不利益条項が発動されなければならない。
- すべてのサプライヤーは、SCoE をよく理解しなければならない。説明が必要な場合、ND のサプライヤーは DN の最高調達責任者またはその指定する代表者に問い合わせるべきである。

配布先: すべての DN の従業員、サプライヤーおよび必要に応じてその他の利害関係者